# 会 議 録

会議の名称	令和元年度第1回茨木市地域福祉推進分科会			
開催日時	令和2年 2月20日(木曜日)			
開催場所	茨木市福祉文化会館4階 社会福祉協議会会議室			
議 長	津止会長			
出 席 者	玉置委員、井上委員、原田委員、大島委員、塩見委員、 吉田委員、青木委員、渡邊委員			
欠 席 者	桝田委員			
事務局職員	北川健康福祉部長、北逵健康福祉部理事、青木地域福祉課長、澤田生活福祉課長、中尾福祉指導監査課長、東後地域福祉課課長代理、長野地域福祉課政策係長、佐原地域福祉課推進係長、岩本相談支援課相談一係長、			
オブザーバー	佐藤社会福祉協議会地域福祉係長			
議題(案件)	1. 地域福祉計画(第3次)の取組状況について 2. 生活保護制度の被保護世帯への個別支援等について 3. その他			
資 料	次第 資料1 地域福祉計画(第3次)の取組状況等について 資料2 生活保護制度の被保護世帯への個別支援等について			

	議事の経過
発 言 者	発 言 の 要 旨
事務局(司会)	皆様、こんにちは。本日はお忙しい中、お集まりいただきましてあり
	がとうございます。定刻となりましたので、令和元年度茨木市地域福祉
	推進分科会を開会させていただきます。
	本日の議題に入ります前に、委員の交代についてご報告させていただ
	きます。従前、民生委員・児童委員協議会から本分科会に参加いただい
	ておりました畑委員につきまして、昨年12月の民生委員・児童委員の
	一斉改選時に定年のため民生委員をご退任されました。つきましては、
	畑委員の後任といたしまして、民生委員・児童委員協議会より新たに井
	上委員に御参加いただくことになりました。恐れ入りますが、井上委員、
	御起立お願いいたします。
井上委員	皆さん、こんにちは。今回から畑委員の後任ということで参加させて
	いただくことになりました。どうかよろしくお願いいたします。
事務局(司会)	ありがとうございます。井上委員、よろしくお願いいたします。
	それでは、本日の議題に移らせていただきます。
	会議の議事進行につきましては、会長が行うこととなっております。
	津止会長、よろしくお願いいたします。
議長	皆さん、こんにちは。1年ぶりの会議ということになりますが、新し
	い委員を迎えての分科会ということで、皆さんの真摯な議論をぜひお願
	いしたいと思っております。
	この分科会の会議録は原則公開で行いますので、ぜひ御了解いただき
	たいと思います。会議録の作成上、ご発言の際はマイクをお使いいただ
	き、議事録の作成に御協力をいただきたいと思っております。
	この分科会は、3時半を目途に終了したいと思っております。円滑な
	会議進行について、皆様の御協力をお願いしたいと思っております。
	それでは、本日の委員の出席状況につきまして、事務局から報告をお 
	願いいたします。
<b>→</b> ₹ □ / □ ^ \	上日本手目本山南(b)(a) 本 (b) (c) (c) (c) (c) (c) (c) (c) (c) (c) (c
事務局(司会)	本日の委員の出席状況につきまして、ご報告いたします。

委員総数10名のうち、ご出席が9名、ご欠席が1名です。

過半数以上の出席をいただいておりますので、当審議会規則第8条第 2項により会議は成立いたしております。

また、本日は4名の方が傍聴されていることをご報告いたします。 以上です。

議長

それでは、まず本日の議案といいますか、報告案件でございますけど も、報告案件①で「地域福祉計画(第3次)の取組状況について」ご報 告を伺いたいと思います。では、お願いします。

事務局(長野)

それでは皆様に事前にお配りいたしました資料に沿って説明させて いただきます。

平成30年に総合保健福祉計画(第2次)が策定されまして、計画の進 捗報告としては今回が初めてになります。

これまでは、地域福祉計画(第2次)の取組状況を報告してまいりました。そこでは広範にわたる分野のことを地域福祉計画に書いていたため、それに沿ってさまざま報告を差し上げていたところですが、地域福祉計画(第3次)では、地域福祉分野の主な取組について書いていることから、項目数につきましては従前に比べスリムになっております。

市といたしましては、関連課として地域福祉課、相談支援課、生活福祉課、福祉指導監査課、この4課の事業内容について地域福祉計画の中に記載されておりますので、まず私から市の部分につきまして全体の説明をさせていただきます。また、今回の計画から社会福祉協議会の地域福祉活動計画を、地域福祉計画と一体的に策定しております。よって、社会福祉協議会の取組につきましても記載がございます。社会福祉協議会には、従前からオブザーバーとして本分科会にご参加いただいております。今回も社会福祉協議会にご参加いただいておりますので、私からの報告の後に、社会福祉協議会部分の取組状況につきまして、進捗状況の共有ということも含めまして、ご報告をいただきたいと思っております。

また、生活保護に関する取組の報告につきましては、報告案件②として担当課から報告いたします。

では、お手元の資料の別紙1の1ページ「地域福祉計画(第3次)の 取組状況について」説明をさせていただきます。

まずこの計画作成に当たりましては、全ての分野に共通して基本目標

を6つ設定をしております。取組状況についても、基本目標の順番に記載しております。

まず基本目標1としまして「お互いにつながり支え合える」です。特に「我が事、丸ごと」という国の地域共生社会の方針に基づいて、ネットワーク整備等を進めるということで記載しております。

これにつきまして、施策(1)としましては、見守り体制・つなぎ機能の強化として、コミュニティソーシャルワーカー、あと健康福祉セーフティネットの推進の取組を挙げております。これにつきましては、過去3年の実績を挙げておりますけれども、大きく実績について変化はございません。健康福祉セーフティネットにつきましては、各小学校区に整備をするということで、平成29年度以降、市内全ての小学校区、32小学校区でセーフティネット会議が開催されているという状況にございます。

続いて施策(2)に、地域福祉活動の推進を挙げております。この部分につきましては、昨年の地域福祉推進分科会で案件として挙げさせていただきました、社会福祉法人による地域貢献の指導・助言の一環で、地域協議会の機能を本分科会に設置するということにつきましてご審議とご承認をいただいたところでございます。地域協議会の開催がどうだったかということも含めてここに挙げておりますが、ご覧いただくとおり、平成30年度につきましては0回ということでした。令和元年度はどうかということを事前に委員から質問をいただいておりましたが、今年度も現在のところ行う予定はございません。

次に2ページ、福祉事業推進基金でございます。市民や企業からいただいた寄附の充当状況について書いております。ご覧いただくとおりです。

施策(3)としまして、民生委員・児童委員活動の推進を挙げております。昨年の12月1日に、全国的に3年に一度の一斉改選がございまして、その中で委員の委嘱状況につきましても大きく変化がありました。参考に委嘱状況につきまして載せております。令和元年度につきましては、民生委員が333名、主任児童委員が31名、定数に対する充足率が全体で88.4%となっております。ただ、この後、2月1日に追加で委員の委嘱をしたところでございまして、現在は充足率が全体で90.6%となり、民生委員・児童委員が344人、主任児童委員が31人で、合計375人委嘱をしております。一斉改正の時点での大阪府内の充足率平均が約91%と聞いておりますので、この2月1日の委嘱でもって府内の平均と同じ

ぐらいの状況になっております。

次に、3ページにつきましては、ご覧いただくとおりなのですが、民 生委員・児童委員活動の普及について、研修の実施状況について記載し ております。

次に施策(4)としまして、更生保護活動の推進ということで、更生保護の取組につきましても、従前の地域福祉計画の中に載せておりまして、この会場と同じ福祉文化会館の1階にあります、更生保護サポートセンターの運営状況について、4ページには「社会を明るくする運動」に係る実績等について記載しております。特に今年度につきましては、更生保護の制度施行から70周年ということで、様々な取組を行ったところでございます。「社会を明るくする運動」につきましても、来年度の実施分が第70回ということになりますので、このあたり、周年事業として企画を進めているところです。

またこの更生保護につきましては、後に国の再犯防止計画の流れがございますので、少し補足でご説明を差し上げたいと思っております。

次に5ページ、基本目標2「健康にいきいきと自立した生活を送る」です。

こちらでは主に相談支援に係る記載をしておりまして、冒頭には生活 困窮者の支援を挙げております。生活困窮の支援につきましては、平成 27年度からくらしサポートセンター「あすてっぷ茨木」という名称で行っておりまして、現在は相談支援課の所管で事業を進めております。実績等につきましては、ご覧いただくとおりで、件数としましては少し減少傾向にありますが、制度の開始時に非常にたくさんの相談者がお越しになられて、その方々に対し継続的に支援を行っていることから、平成 28年度も件数が多くありますが、そこから少し減少傾向にあります。相談内容の割合につきましては、2番にある通り、収入・生活費のことということを挙げられる方、あるいはご自身の健康や障害のことについて挙げられる方が多いというような結果は変わっておりません。就労支援対象者及び就労実績等につきましても、件数が少し減少傾向に見えるところもあるのですが、ここでは新規に関わっている方の数字を挙げていおり、継続支援を行っている部分については新規件数として、ここに挙がらないことから、件数が少し下がっています。

次に6ページを見ていただきますと、子どもの学習支援事業等ですが、現在、市内5ブロックということで、北・東・西・中央・南ということでそれぞれ実施しております。

また6ページの下のほうには、生活困窮者支援を通じた地域・関係づくりということで、スマイルオフィス事業を従前から行っておりまして、一定期間、臨時職員として雇用して、次の就労につなげていく事業の実績を載せております。

次に7ページ、基本目標3「憩える・活躍できる場をつくる」です。 こちらのページは後に社会福祉協議会の取組の部分として報告がある かと思いますので割愛させていただきます。

続いて8ページです。基本目標4「一人ひとりの権利が尊重される」です。主に権利擁護に関する取組を記載しております。茨木市では、平成28年度から市民後見人の養成研修を大阪府とともに進めているところでございまして、登録者等の推移をそちらに載せております。

続いて9ページ、基本目標5「安全・安心で必要な情報が活かされる」です。こちらには主に災害時の情報伝達体制、要配慮者の把握ということで実績を載せております。災害時避難行動要支援者名簿の状況につきましては、ご覧いただきますように、平成30年度時点の名簿掲載対象者は9,226人です。特に平成30年度には大阪北部地震がございました。その中でこの名簿の活用方法については様々な課題が挙がっております。今年度、災害時避難行動要支援者名簿の手あげ式による登録者につきましては、意向調査を行って、少し数を精査したところでございまして、今、この数字よりも少なくはなっておりますが、それでも1万人近い方が登録されているのが現状でございます。

最後に10ページ、基本目標 6 「社会保障制度の推進に努める」です。 生活保護制度の部分につきましては、報告案件②で説明を差し上げます が、(2)につきましては、社会福祉法人等への指導監査の実績を載せ ております。実績はご覧いただくとおりですが、2番目の集団指導で、 平成30年度の数字がその前の年よりも大分少なくなっているところが ありますが、平成30年度につきましては、地震があったため、地域密着 を対象にした集団指導が行えなかったことからゼロとなっております のと、居宅等について減っておりますのは、制度の改正に基づいて、要 支援 1・2の方へのサービスが市の総合事業に移行したことから事業所 数が減っております。

基本目標に沿った説明、市の実績につきましては、今お話を差し上げたとおりですが、ここで情報共有といいますか、併せてお伝えをさせていただきたいのが、その次の11ページからございます「再犯の防止等の推進に関する法律 概要」とそれに係る「再犯防止推進計画」という資

料です。

こちらは、平成28年の12月に公布・施工された法律でございまして、目的(第1条)にございますように、国民の理解と協力を得つつ、犯罪をした者等の円滑な社会復帰を促進すること等による再犯防止、これに係る様々な施策を、国及び地方公共団体の中でそれぞれの役割等を明らかにしていくという趣旨でつくられているものです。特に4番目の、国等の責務(第4条)に関連するところでいきますと、2つ目にありますように、地方公共団体は、再犯の防止等に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の状況に応じた施策を策定・実施する責務ということが挙げられております。また、次のページ、12ページを見ていただきますと、8番目のところに、地方再犯防止推進計画ということで、都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勘案して、地方再犯防止推進計画を定める努力義務として挙げております。特にこの再犯防止推進計画については、この取組の中で作っていくことの努力義務がここで明記されていることから、国、あるいは府のほうでも少しずつこの推進計画を進めていこうという流れがございます。

特に国で再犯防止推進計画ということで、この法律を受けて策定をしているものについての概要を12ページの次のページに載せております。

国では、平成30年度からの5年間で取組む基本方針や主な施策を挙げております。特に左上のところに再犯の現状としまして、検挙者に占める再犯者の割合が約半数あるという現状があるということで、これに係る取組がやはり重要であるというところから、各課題、取組等が定められております。全国的な数字でいきますと、平成29年度の約21万5,000の犯罪の検挙者の中で、半分の10万4,700の方が再犯者であるというところから、この48.7%という数字が出ている状況でございますので、こういったところへの働きかけというものが今後必要であるというようなことで、地方公共団体、市町村等についても取組についてさまざま進められているところです。

ただ、令和元年10月1日時点では、全国でまだ22の自治体でしかこの 再犯防止推進計画を定められていないため、国としてもこれを増やして いこうという流れがございます。

本市につきましても、次年度、計画の一端、高齢分野と障害分野の計画の見直しの時期に当たりますけども、そういった中でこの再犯防止推進計画等も含め、どう盛り込んでいくのか、この国の流れも見ながら、この分科会の中でも検討が必要と考えております。

以上、市の実績のポイントの報告と、再犯防止に関する法律及びその 計画について情報提供としてお話を差し上げました。

続いて、社会福祉協議会の取組部分につきまして説明をいただきま す。お願いします。

# 社会福祉協議 会 佐藤

茨木市社会福祉協議会の佐藤と申します。オブザーバーという形で出席させていただいていますが、冒頭に市から話があったように、地域福祉計画(第3次)と社会福祉協議会の地域福祉活動計画(第2次)を一体的に策定させていただいておりますので、私から現在の進捗状況も踏まえながら説明させていただきます。

基本目標1「お互いにつながり支え合える」として2ページ目に、地区行動計画を策定している地区数とあります。現在、地区福祉委員会を中心に、地区行動計画を策定させていただいております。各地区に地区担当者を配置しまして、地区行動計画の策定をしております。平成30年度現在は9地区が地区行動計画を策定しておりまして、令和元年度ですが、この9地区以外の数地区で地区行動計画を既に地域で考えており、令和2年度に行動計画を策定するということで、9地区以上に増えていく予定であります。基本目標1については以上になります。

次に、6ページ目をご覧ください。基本目標2「健康にいきいきと自立した生活を送る」に該当する箇所になります。その中で、生活困窮者自立支援との連携というところで目標を掲げさせていただいております。社会福祉協議会では、生活福祉金の貸し付け事業を行っておりまして、相談件数は表記のとおりとなっております。くらしサポートセンター「あすてつぷ」が市役所にありまして、そこと連携をとりながら、単にお金を貸すというだけではなく、就職先は決まったが初回の給料までの生活費が足りないとか、世帯員が病気になり医療費が一時的に必要となり生活が苦しいとか、そのような方に対して貸し付けを行う緊急小口資金や総合支援資金の貸し付けを利用しながら、生活再建に向けた支援を行っております。

次の2. 善意銀行事業ですが、テレビとか扇風機とか洗濯機とかの家電を「うちで要らなくなったのだけども誰かに使っていただけないかな」という市民からの善意の声を多くいただいています。また、預託された食料品や購入した食料品を、必要に応じて生活困窮者自立支援事業や、学習・生活支援事業のほうへ活用をさせていただいております。

次に7ページ目をご覧ください。基本目標3「憩える・活躍できる場

をつくる」の施策(1)地域で活躍できる人材の育成ということで、地域福祉活動の担い手づくりとしまして、社会福祉協議会にボランティアセンターがございますので、そのボランティアセンターの機能を使いながら、ボランティア体験プログラムを7月から9月に集中的に行っています。プログラムの数は記載しているとおりになります。他にボランティア講座としまして、平成28年度、29年度に5種類、30年度は6種類をボランティア体験プログラムのほかに開催させていただいております。

次に福祉教育の充実としまして、社会福祉協議会の地区担当者が、主に小・中学校で、他にも自治会や高校での実施もあるのですけども、その地域のコーディネーターとなりながら、車椅子やアイマスクによる視覚障害の方の体験をしたりだとか、高齢者の疑似体験セットを使用しながら、様々な地域の住民との出会いとか、気づきが得られるように、その中でその人となりであったりとか、生き方にふれる対話型の福祉教育を目指して行っております。

今年度は、実際に障害福祉サービスの事業所の方にも参加していただいて、実際に当事者と一緒に小学校に行って子どもたちと触れあい、話し、そこで子どもたちに感じてもらうといった福祉教育を展開しております。また次年度もこういったところはかなり力を入れて社協としては進めていきたいと思っております。

続きまして7ページの下のところをご覧ください。施策(2)地域の交流・活動拠点づくりの推進としまして、ぷらっとホーム事業推進と書かせていただいております。現在、茨木市内に33か所の福祉委員会がありまして、そのうち8か所でぷらっとホーム事業を展開させていただいております。三島、西、玉櫛、水尾、耳原、沢池、新郡山、春日の8地区で展開しております。ただ地震や台風の影響がありまして、特に三島地区は台風の際に屋根が飛んでしまうなどの被害があり、一旦、三島地区は休止しております。あと西地区は、次年度に新たに違う場所へお引っ越しをするということで、今、地区担当者も含めまして、新しい場所のオーナーと協議をさせていただいております。

続きまして8ページをご覧ください。基本目標4「一人ひとりの権利が尊重される」で、施策(1)権利擁護の推進ですけども、社会福祉協議会では日常生活自立支援事業を展開しております。相談、問合せ件数は表記のとおりになっております。平成30年度末の契約件数は、認知症高齢者や、知的障害者、精神障害者の方を合わせまして、全部で86件となっております。待機者数は、現在、11人となっております。待機者が

いることも課題にはなっているのですけれども、いろいろ関係機関が周りから「あの方は日常生活自立支援事業が必要じゃないか」と上がるのですけれども、当の本人が「いや、私は要らん」、「関係ないわ」と、なかなか支援に入っていけなかったり、結びつかなかったりというところで、待機が出ていると聞いております。

続きまして9ページをご覧ください。基本目標5「安全・安心で必要な情報が活かされる」として、施策(2)災害時の情報伝達体制、要配慮者の把握の中で、社会福祉協議会でも記憶に新しい大阪北部地震のおり、災害ボランティアセンターの設置をさせていただきました。活動期間は、発災翌日の平成30年6月19日から平成31年3月31日まで活動をさせていただきまして、その間のニーズ、依頼は2,250件となっております。3月31日以降に関しても問合せ等がありまして、大体50件ぐらい来ています。災害ボランティアセンター自体はもう設置はしていないのですけれども、問合せがありましたら、この災害時に当時集まったボランティアで「チーム茨木」というものを組んでいまして、その人たちに、こういう依頼があるのだけども活動できませんかとお話をさせていただいて、その人たちが集まれる、大体週末に活動をしていただいていると聞いています。一度張ったブルーシートが飛んでしまったとかがありますので、そこを張り直すだとかいうことをしております。

また災害ボランティアセンターの後に、やりっ放しではなくて、災害ボランティアセンターの研修と振り返りを含めまして、研修会を3回実施させていただいております。

最後に10ページをご覧いただきたいのですけども、先ほどもお話をさせていただきました生活福祉資金の貸付制度や、日常生活自立支援事業の支援などを通じて、生活保護制度との連携を社会福祉協議会ではさせていただいております。

かいつまんで、少し早足でのご説明となりましたが、地域福祉計画(第3次)と地域福祉活動計画(第2次)、具体的なソフトの部分も含めまして、切っても切り離せない両輪となって今後も進めなくてはいけないかなというふうに思っております。

社会福祉協議会からは以上です。

議長

ありがとうございました。行政の地域福祉計画(第3次)と、社会福祉協議会の地域福祉活動計画(第2次)、初めて一体的に作成して、その進捗についてご報告をいただきました。

ただいまの事務局からの報告について、ご質問、ご意見があれば伺い たいと思いますけども、いかがでしょうか。はい、どうぞ。

# 渡邊委員

ボランティア連絡会の渡邊です。

6ページの社協の部分で、生活困窮者自立支援事業の中で、不動産担保型生活資金というのが、相談件数が6件で、貸し付けはゼロになっていますが、どんな内容でしょうか。それから、銀行でリバースモーゲージという制度があると思うのです。それはマンションなど家を持っている方は利用できると思うのですが、そちらに誘導とかいうのはないのでしょうか。

# 社会福祉協議 会 佐藤

今、ご質問がありました不動産担保型のというのは、相談件数自体が年に何件かあるかというところで、よくこの相談されてくる方の年齢なのですけれども、80歳や90歳を超えているといったご高齢の方が多く「少し生活が苦しいから持ち家はあるのだけども、それを担保にどうにかお金を借りられないか」というご相談があるのですが、それには年齢要件がありまして、65歳以下は難しいということがあるのです。なので、それも含めていろいろな要件があるのですけど、年齢の部分で当てはまらないということがあります。ただ、そこで相談を終わるのではなくて、ご高齢の方の場合は介護保険を使っていて、よくよく聞くとケアマネジャーがついているとか、いろいろある中で、例えば介護保険の費用が支払えていないとか、そういうこともよく聞いていくとあるのです。なので、それで「ちょっと貸し付け要件になりませんね」だけじゃなくて、そこから地区担当につないで、少しこのケアマネジャーに聞いてくれないかとかいうような形で、社会福祉協議会では対応をさせていただいておる次第です。

# 議長

ありがとうございます。

銀行のリバースモーゲージの話もあったのですが、それとの関係は。

# 社会福祉協議 会 佐藤

直接、社協から「銀行にこんなのがあるのですよ」という説明とかは していないのですけども、たまに、僕も何年か前にこういうのがあるの だけれどもというのを持ってこられた方はいらっしゃったかと思うの ですが、それじゃなくて、そこからケアマネジャーにつないだりしたと いうのはあったのですけど、特に銀行のほうにこうです、ああですとい うのは今のところはしていない状態です。

議長

ありがとうございました。よろしいですか。

渡邊委員

銀行にこういうのがありますよという資料をお渡しすることはできないのでしょうかね。銀行だとそんなに年齢の条件があるのか、ないのかちょっとわからないのですけど、〇〇銀行さんのを開けてみたんですけど、書いてありますが、そういうちょっとだけでも資料をお渡しするということはできないのかなと思います。銀行ではこういうことをやっていますからという。

社会福祉協議 会 佐藤

今のところやっていないのですけど、そこも含めて、今の貸し付けの 相談がどういう内容かも含めて、それも一つの方法なのかなと思うの で、検討のほうをさせていただきたいと思います。

議長

ありがとうございました。どうぞ、玉置委員。

玉置委員

今は地域福祉のトレンドとして、居場所づくりがあると思います。その観点から幾つか質問したいのですけれども、まず2ページのところの福祉事業推進基金について、充当状況の表、上から2番目の。ぷらっとホーム開設補助事業ですが平成28年度が300万円、29年度が99万9,000円、平成30年度が11万円とだんだんと減っていっていますね。

これと関連するところで申しますと、先ほどもご説明がありました、7ページのところです。基本目標3「憩える・活躍できる場をつくる」でこれの施策(2)のぷらっとホーム推進事業ですね。設置数が平成28年度は5か所、29年度が6か所、30年度は8か所というところでご説明がありましたが、僕はあわせて19か所かなと思ったら、現在8か所で、今後は幾つかというお話でしたね。進んでいないですよね、申しわけないが。その理由は何なのでしょうかね、というのが一つ。

それから戻りまして、2ページのところの、先ほどのぷらっとホームの下のところですね、地区行動計画、これも一つの目玉事業と言いますか、各地区で手づくりの計画を進めていく。例えば今その前に質問したぷらっとホームを作っていこうよだとか、それから地域でネットワークを張っていこうよとか、サロンを始めようとか、いろんな趣旨があっていいと思うのですが、これも平成28年度が9地区、平成29年度も9地区、

平成30年度も9地区で、令和元年に数地区プラスアルファというご説明がありましたけれども、これも大事な柱、特に社会福祉協議会にとって大事な柱じゃないかなと思うのですが、申しわけない、進まない理由は何ですか。

#### 議長

では、社協事務局からご説明お願いします。

# 社会福祉協議 会 佐藤

玉置先生は社協のことをよくご存じだと思うのですけれども、僕は逆にこれはしゃべりたかった部分なのですが、今、2つあったと思います。 ぷらっとホームがなかなか進んでいないだとか、地区行動計画が進んでいない、その理由。 2つとも結構共通しています。

一つ目は、まず地区担当者が各地区に配置されています。全てコミュ ニティワーカーです。社協職員のコミュニティワーカーを配置しておる のですが、このぷらっとホーム事業も地区行動計画もまず地区担当者が 勝手に作るものではなくて、地域の住民が自分たちで、自分たちの思い を形にして、それで自分たちでやっていくのだと、その居場所も自分た ちが作っていくというところで、よく「我が事、丸ごと」と今言われて いますけども、そことあと住民主体と言われる部分を、地区担当者が勝 手に作っていくのではなくて、住民が自分たちでつくったのだと、ぷら っとホームに関しても、空き家がありますよと、社協からこういう空き 家があって、ここで何か居場所づくりとかできないかという仕掛けをし ていったりもするのですけども、その中で、住民自体が、福祉委員会を 中心にですけども、そこで何かやろうであったりだとか、こうしようと、 なかなかそこが、向かっていかない部分が非常に難しいなというところ で、空き家があったりするのですけども、いやあそこはやっぱりちょっ と実はケンカしたことがあって、なかなかあそこをうまく活用するのは 福祉委員会としては難しいと、今年度もそれはあったのですけれども、 なかなかそういった人間関係も含めて難しいのがぷらっとホームにあ ります。

あとは地区行動計画に関してなのですけども、地区行動計画も、社協職員が福祉委員会、この〇〇地区の課題はこうですね、ああですね、人づくりしていきましょう、場づくりしていきましょう、こういうふうにしていきましょうとぽん、ぽん、ぽんと軸を作って、こういう計画を5年間でやりましょうと作るのは簡単です、はっきり言って。ただそれを地域住民が自分の考えで、自分たちで話し合って、こうしよう、ああし

よう、5年後自分たちのためにこうしていこう、周りの子どもたちにこうしていこうというふうに、自分たちで、自分たちの力で作っていくというところが非常に難しいなと思っています。

今、この9地区であったりだとか、8地区ありますけども、なかなかそこからその先が進んでいない。せっかく作りかけたけども、福祉委員会で自治会の役員が変わって人が変わってしまったら、また一からやり直しだとか、そこがなかなか難しいなということで、地区担当者でかなり苦労しているところです。それが理由です。

議長

ありがとうございました。事務局のコメントは今のご報告のとおりかもしれませんけども、この分科会に地区福祉委員会の原田委員とか、茨木市社協役員の青木委員もご参加ですので、少し何か感想があれば追加の発言をお願いしたいなと思います。

原田委員

私は耳原地区福祉委員会の委員長をさせていただいていまして、たまたま耳原はぷらっとホーム事業と地区行動計画、両方ともさせていただいている状況です。今、事務局から説明がありましたように、本当に基本はそこだなと、継続をするためには、やはり地域の人が本当に自分たちの問題として、この施設を活用したい、やはりこのプランを進めたいというところのエネルギーがないとなかなか継続は難しいかなと。ちょうどそのぷらっとホーム事業ができて今年で4年目を迎えておりますが、今のところは地区福祉委員会、一定役員は変わりながらも、一定の地域に根差した居場所ということで、認知もしていただけているので、ご支援もいただける。いろんな意味でやるときの資材の提供云々も含めて協力いただけるので、地区福祉委員会だけでなくて、それ以外の自治会を基本としたそういう団体の、いろんな意味で支援もいただきながら継続できるというところだと思います。

ただ、想像するに、耳原でも地区福祉委員会、居場所とか地区行動計画を始めるときに、最初にまず出てくるのは、新たなことをするのは大変だなということがまず一番の感覚でした。また場所を作るには、どうして作っていったらいいだろうと、そこを誰が世話するのだろうとか、どうしても最初に負担感というんでしょうか、そういうのがやっぱり強かったように思いますが、社会福祉協議会の地区担当から、こういうことができますよねという、よい状態の情報なんかをお聞かせいただいて、それを何とか特に中心になる方に、その思いになっていただいて、

それをエネルギーにして、じゃあとりあえずやってみようよという第一歩を踏み出せたのがぷらっとホームのスタートでもありますし、それに伴って地区行動計画もあわせて作ったような形かなとも思っております。

少し長くなったのですが、今、耳原のほうのぷらっとホームのところは、もともと自治会が所有されている旧の老人憩いの家、もうそれは壊そうとしていたようなところを、たまたまそこが空き家になっていたので、当初1年間は準備がいるでしょうということで、自治会から無料でお貸しいただきました。1年たったところで軌道に乗ったので、月に5,000円という使用料で何とかやれている。それもすごく安い金額でやっていただけているので続けていけているということです。

それから、繰り返しになってしまいますが、先ほど事務局がおっしゃったように、社協は本当にきっかけづくりであり、あとの継続も成果を出していくのも地域だなと、そのようなことを粘り強く各地域に働きかけるしかないのかなと、地区福祉委員長であり、ちょっと事務局のイメージも含めながら発言させていただきました。

議長

ありがとうございました。青木委員はどうですか。

青木委員

この日常生活の自立支援事業の社協の、ある意味セーフティネットの大きな目玉になっていると思うのですけれども、これに伴って支援員を配置していると思うのですね。市からの委託で支援員の委託費がついていると思うのですけど、この相談件数294件、契約件数86件に対しての補助基準があると思いますが、それによると専門員と相談員の必要数は何人になりますか。

社会福祉協議 会 佐藤

ちょっとわからないです、今。済みません、申しわけございません。

青木委員

今現在の茨木市社協の配置人数としては何人ですか。

社会福祉協議 会 佐藤

今、生活支援が5人、専門員が3人の計8人です。

青木委員

それが基準よりも多いのかなという気がするので、その辺の、この件

数に対して支援専門員の配置状況と、その年次的におった数字がどうなっているのかもう少し追及していただけたらと思っています。どんどん増える傾向ではあると思うのですけども、それに対して十分フォローができているという体制であればいいかとは思うのですが。大阪府の基準からいくと多いという気がしていますので。

議長

もしきちんとした正確な数字がわかれば、終了後でも委員の皆さんに お知らせいただけるとありがたいなと。

社会福祉協議 会 佐藤

かしこまりました、確認いたします。

青木委員

それと、先ほどの活動計画のほうに戻るのですけども、社協は今回の 計画で、公民協働で市の計画と社協の活動計画の2次計画と合体した計 画というふうにはなっているのですが、その社協の活動計画だけを取り 挙げた計画というのは、きちっとまとまっていないような気がします。 この中にそれぞれには折り込んであるのですが、社協として、第2次の 活動計画はこうなっていますというのが、理事会とか地区福祉会の説明 とか、地元におろしていく提案の内容とかがはっきりしていないなと。 その全体が見えて、じゃあここの地区はここまでできているけども、あ とどういったプランが必要かとかね。それぞれが地域に持ち帰って、そ れぞれの地域で議論していくという、その辺のマニュアルというか手引 きというか。提起を個別にはやってはると思うのですよ、担当者ごとに。 地区に行って説明をされていると思うのですけども、きちっとした内容 のまとまったものが見受けられないし、理事会で余り取り上げられてい ないので、その辺がなかなかこの間、台風、地震災害もあり、いろんな 問題にちょっと追われていて、活動の具体化の取組というか、方針の提 起というのができ上っていないなという気はしています。

議長

ありがとうございました。これは一体的に作成をするという当初の方針のときからずっと懸念として出されていた意見でございますので、地域福祉に関わって、行政と社協の計画がばらばらであってはいけないし、それぞれの立場で、ベクトルを同じくして一体的に取り組んでいく方針を作ってみようとやってみたのですけども、その結果、実際にどのような課題が生じてきたのかという点については検証をしていく必要

があるのだろうと思います。これもそれぞれの中で議論を深めていただけたらありがたいなと思います。

私の進行の都合で申しわけないのですけども、先ほど事務局から再犯 防止の推進に関する法律にかかわっての報告をいただきましたけども、 これについては、保護司会の吉田委員のほうが詳しいんでしょうかね。 少し補足していただけますか。

# 吉田委員

保護司会から出ております吉田と申します。

この再犯防止の関係につきましては、現在、国においていろいろ統計を取る中では、こういう事件というか犯罪の件数は全体的には減少傾向にあると、その一方で、やはり犯罪は残っているけども、それらを踏まえて見た場合、先ほども話がありましたけども、大体年間に20万以上の検挙件数等があって、そのうち48%、5割近くが再犯ということですから、日本はオリンピックを誘致するに当たって、安全・安心の国にしていこうという、国の方針が出て、今までは特に更生保護とか、あるいは犯罪予防等については国の本来の責務だと、それはやはり地方はどちらかというと応援するタイプだけども、今後は地方も国とタイアップしながら、独自の計画等で、それぞれ地域に合った防犯対策をやっていく、犯罪予防活動をやっていく、啓発PRもしていくという、そういう趣旨からの話でございます。そういう形の中で、今年度、オリンピック等の誘致が決定して対応する中で、国でも一定の計画を出して、各地方公共団体においても従来よりも法的な根拠の裏づけがあるので、地域計画を作ってほしいという形になっています。

ここで一つ問題になるのが、私ら地方から言っている範囲は、財源的な裏づけ、国のほうは地方公共団体に地方公共団体独自の税金を使ってやるのが筋なのかどうか、少なくとも半分以上は国の負担を強いて、国全体での対応をすべきだろうというふうな問題提起をしています。大体そういうところでございます。

#### 議長

ありがとうございました。この地域福祉計画の中では、更生保護の分野にふれておりますけども、計画の全体の中で本格的に大きな柱として捉まえてきたわけではなかったわけですけども、このように大きな国の動向もありますので、少し計画を補強するという点での事務局からのご報告でありましたけども、吉田委員からもその旨の報告をいただいたと思います。はい、どうぞ。

### 青木委員

この再犯防止推進計画で、再犯者の割合が全国で48.7%という数字が出ているのですが、茨木市の数字って出ていますでしょうか。

#### 吉田委員

私の手元では茨木のデータは今、把握しておりません。保護観察所に おいても、個々の地域的な部分での集約は今のところ細かくはやってい ないという情報でございます。

#### 議長

難しいのでしょうかね。人口に割り戻せばこの程度になるというような感じでしょうかね。全国で21万5,000人の検挙者があって、そのうち10万4,700人が再犯者だと、それを茨木市の人口、日本全体から割り戻すとこの程度になるという、その程度の把握かもしれませんけどね、実数把握はなかなか難しいという、そんなお話だったと思いますけど、よろしいですか。青木課長お願いします。

# 事務局(青木)

少し補足ですけども、こういう数字につきましては、今、国のほうでは地方の出先機関として、大阪でしたら大阪保護観察所、京都でしたら京都保護観察所、都道府県単位でそういう出先がございます。ですから、今数字は持ち合わせておりませんが、都道府県単位ぐらいでしたらもしかしたらあるかもしれませんけども、茨木という小さい自治体、そういう自治体単位では統計は取られていないのかなと思います。以上です。

#### 議長

ありがとうございます。地域福祉計画で取り上げようとすると、身近なテーマとして位置づけようと思うと、茨木でどの程度の経過解消となるのかということについては、少し明らかにしながら提案していくということはいい案かもしれませんので、ご検討いただきたいと思います。他はいかがでしょうか。

#### 吉田委員

今全体として結果論を聞かせていただきました。それぞれ皆さん方が各分野で業務に専念されておられることについては心から敬意を表したいと思います。ただ、こういう当初の計画と30年度のこういう結果の見通し、結果論ですね。これについてどう評価をするのかと、今、いろいろと委員の皆さん方からも評価というか質問がありました。私としては、今後、政治的な分野で、例えば茨木市においては福祉施策の中で、市長がどういうことについて、その結果を生かして、次にどう展開する

か。社会福祉協議会にしても、市と連携をする中にあって、どうもばらばらというと失礼やけど、ちょっと方向性が違うような感覚もありますので、私自身も社協の理事の役員の一人に入っておりますが、その辺の内部的な提案も含めて申しておりますが、この結果を見て、例えば過去の実績も含めて、茨木市の傾向は先ほどあったように、例えばこの地域で福祉施策はどの点に弱みがあって、市民福祉の向上のためにはどこに力を入れるのかと、その辺のところの示唆があればよりありがたいなと思います。以上です。

議長

ありがとうございました。少しまとめてご意見を聞いた後で、事務局からのお話を伺いたいと思いますけども。はい、渡邊委員。

渡邊委員

再犯防止推進計画の中の下のほうの、更生保護サポートセンターの設置の推進とあるのですけど、これは茨木市で独自でつくるのか、それとももっと大きな単位でつくるのか、どんな感じなのでしょうか。

議長

ありがとうございます。これはすぐに回答できますよね。 では、吉田委員。

吉田委員

保護司会が担当しているので吉田から申し上げます。

これは国のほうは全国のそれぞれの保護司会の地区担当別にあります。例えば茨木の場合は茨木地区、高槻なんかの場合は高槻・島本地区というような形で、それぞれの地域に1か所設置するのを前提にして、今、平成31年、いわゆる令和元年度で全国に行き渡るようにしたというのが国の施策でございます。

一部大きな県庁所在地、あるいは大阪市とか堺市なんかはそれぞれたくさん地区的に分かれたりしますから、数はありますけれども、茨木の場合は、この福祉文化会館1階に茨木市のもともとこういう地域福祉計画等の推進計画がない中で、福祉計画に位置づけて、市独自で市立のサポートセンターを作って、保護司会の更生担当がその事務所を運営する。平日の10時から16時に誰かが電話番とか相談相手ができるようにということで常駐しております。基本的には令和2年度には全国に広がっています。

議長

ありがとうございました。ここの1階の奥のほうに事務所を備えてい

るとのことですね。では、玉置委員。

# 玉置委員

私もこの分野はちょっと不勉強なので的外れなことを言うかもしれませんけれども、ご指導ください。再犯者の課題というのは、一つは高齢化、それからもう一つは就労の問題、それからもう一つは孤立の問題があるというように伺っておりますけれども、そうしますと、もちろんこの再犯の防止の計画の中で取り組んでいかなければいけない部分もありますけれども、例えば、今日のこの計画の中で申しますと、生活困窮者支援の部分などとかなり重なってくる部分もあるのではないかなと思うのですが、他施策との、あるいは社会福祉協議会のような団体、あるいは保護司会もそうですけども、ほかの施策や他の団体との連携などは、どちらに聞いたらいいのかわからないのですが、どのようにお考えなのでしょうか。あるいはどういうふうになっているのでしょうか。以上です。

議長

保護司会のほうからお話をいただいて、事務局のほうからも少し。

#### 吉田委員

具体的な内容は市の事務局からいただくとして、保護司会としてその辺のことで主体的に取り組んでいるのは、対象者の自立・更生を基本的に指導というか、相談に乗っておると。その中で、まさしく高齢化、孤立化、貧困、我々としてはできるだけその貧困のためにはやっぱり経済的自立、それを基本において、特に少年とかあるいは中年の青年なんかはそういう取組の中で行政とタイアップして情報交換をしている中です。もう一つは貧困対策ということで、社会福祉協議会なんかでも生活資金の貸し付けとか、その辺のところと、市のほうで特に貧困対策で生活保護の絡みで十分に対応されていますので、その辺のところが課題としつつ、我々もどこまで踏み込むかというのが少し難しい部分はあるけれども、あとは行政の方でその辺のところの市の立場をご説明いただきたいと思います。

議長

ありがとうございました。

では、事務局から、今の更生保護、あるいは再犯防止に係るお話と、 先ほど吉田委員からあった、今の中間的なこの評価のご質問があったの で、それについてのお考えもあわせてご報告ください。

# 事務局(青木)

まず再犯防止の関係で福祉施策との連携というところでございますが、先述のいくつかの自治体も計画を作っておられます。その中で何をうたっているかというと、いわゆる福祉計画をなぞった部分が多いのかなと。おっしゃっているように、何が課題かというと、居住、就労、孤立、まさにここの中で解決していく部分なのかなと思っております。ですから、いかにそういった方々を、今持っている施策につなげていくのか、連携が重要かなと思っておりますので、そのあたり、特に保護観察者であるとか、あるいはもと受刑者であるとかという括りを別に新たに設けるわけではなくて、市民全体、市が支援しなければならないというスタンスで、計画づくりに関しても分厚い1冊にするのか、そういうところもありますけども、上塗りのところも少しありますので、そんなふうに考えておるところでございます。

それと、吉田委員がおっしゃっていた評価ですが、今回は評価のほうは改めてこの資料には載せておりません。現状、平成29年度末に計画をつくりましたので、一旦こういう形で数字が推移しているよということを今回、委員の方々に見ていただいて、玉置委員からも、なぜぷらっとホームは進まないのかとかというところ、委員の方々からのご意見も踏まえて、今後の評価にも役立てていきたいなと思っております。

以上です。

### 議長

ありがとうございました。この第1報告についてはひとまずよろしいでしょうか。どうぞ渡邊委員。

#### 渡邊委員

7ページにある福祉教育の充実で、社会福祉協議会がやっている分で、自治会1団体で実施というのはどんな内容でしょうか、教えていただきたいです。

### 議長

青木委員。

### 青木委員

2ページの福祉事業推進基金についての充当状況の表なのですが、この中の2番目に地域活動支援センターⅢ型開設促進事業というのがあって、平成28、29はあるのですが、30年度は金額がないのですが、このⅢ型の開設促進事業というのが、中身が何かをちょっと説明していただきたいのと、今回の総合保健福祉計画(第2次)で地区保健福祉センター構想ってありますね。5圏域で設置するという。その地区保健福祉セ

ンターの開設に当たる、この基金の活用という事業の充当にその対象と するということはありなのでしょうか、ないのでしょうか。その辺をお 聞きしたいと思います。

議長

ありがとうございます。もう大丈夫ですか。ほかにありませんね。 そしたらまず福祉教育の分野から、渡邊委員のご質問について、社協 からお願いします。

# 社会福祉協議 会 佐藤

福祉教育のところ、自治会のところ、ある茨木市内のマンションのところの自治会で、福祉教育をしていただいて、そこで毎年、自治会のほうで開催をしていただいているというところで。自治会でやっているところというのはなかなか少ないのが現状なのですけども、自治会の高齢化が進む中で、結構皆さん車椅子の扱いだとか、車いすをまだ触ったことがないという人も結構おり、関心が非常に高いです。ですので、他のところで福祉委員会を通して、自治会でも出前講座を社協でしますということで開催をさせていただいている次第です。

議長

ありがとうございました。福祉事業推進基金にかかわっての、先ほど の青木委員のご質問について、部長からお願いします。

#### 事務局(北川)

障害担当が来ておりませんので代って申し上げます。地域活動支援センターと言いますのが、障害者支援の事業にございまして、総合事業に変わるときに、これまで作業所でやられていたいろんな事業が、就労継続支援B型事業であるとか、生活介護事業に分かれたのですけども、それは国事業として分かれていきましたけども、市町村事業として残っておる事業でございます。I型というのは精神障害の方を対象とした相談と居場所の機能としてありまして、茨木には茨木病院の手前にあります「菜の花」というところでI型の事業を展開しております。

Ⅱ型につきましては、知的と身体と両方あるのですけど、どちらかというと機能訓練的な事業というところで、今、ハートフルでⅢ型の事業を実施しております。

Ⅲ型事業につきましては、どちらかというと本当に居場所、特にここで何をするということではないのですけども、集まっていただいて時間を過ごしていただくという事業でございます。これが3か所あるのですけども、ここについては開設補助として充当させておりますので、平成

30年度に新たに開設がなかったというところで充当額がゼロということになっております。

それから、地区保健福祉センター事業につきまして、これは昨年、老人デイサービスセンターを廃止するという形で、この3月に廃止になります。令和2年度に整備をしていって、令和3年度が開設ということになりますので、令和2年度の工事費等につきましては、こういった基金等を活用していくという方向でいきたいなというふうには考えております。以上です。

議長

ありがとうございました。

5圏域構想は今回の計画の大きな看板ともいえる柱でございました ので、審議会の中でまた詳細のご報告があるかと思いますので、そのと きにお聞かせいただきたいなと思っております。

先ほどの再犯防止との関係でもありましたけども、生活保護に関する報告を第2としてご用意させてもらっています。先ほどの議論との関係も深いですので、これをまず事務局からご報告をいただいて、前後するところもあるかも知れませんが、あわせて議論を深めていければと思います。では事務局からお願いします。

事務局(澤田)

別紙2の資料を見ていただきたいと思います。

生活保護制度ですけれども、憲法25条に基づいて、国が最低限の生活を保障するという理念のもとにつくられた制度でして、一番わかりやすく言いますと、国が決めた最低生活費、この金額以下で生活されている方については、足らずの分のお金を支給するという制度です。ですので、巷でよく言われている、年金をもらっていると保護は受けられないとか、働いていると保護はもらえないとか、そういったことではないと。例えば年金をもらっていても国民年金だけで6万円しかないと、そしたら単身の方であれば今大体月に12万円ぐらいの生活費の計算になりますので、足らずの6万円については生活保護費で出しましょうという形で制度を運用していますので、皆さんの周りの方で生活をお困りの方がいらっしゃれば、年金をもらっているからとか、働いているから保護が受けられないとか、そういったことではないと、生活お困りの場合は、生活福祉課、もしくは相談支援課のほうに相談に来ていただければ、困った生活という部分については必ず私たちにつながるところがありますので、よろしくお願いいたします。

それでは、北摂各市の生活保護費の支出状況というのを用意させていただきました。本日は「生活保護制度の被保護者世帯の個別支援等について」という題名なのですけれども、茨木市の生活保護の状況が、今どういう状況かというのがわかる資料を何枚か紙にして持ってまいりましたので見ていただけたらと思います。

茨木市は平成30年度のお金の決算が60億8,512万3,438円という額になっております。平成30年度の3月末、要は平成31年の3月で保護を受けている方の世帯数が2,689世帯となっておりまして、茨木市全体の中での保護率は12.32‰(パーミル)、これは千分率と言いまして、1,000人のうち大体12人の方が生活保護を受けておられると、その中で大阪府の平均が20.18‰、1,000人中大体20人であると、国が16.6‰、大体16人であり、国や府よりは基準的には低い状況になっております。これにつきましては、北摂7市として豊中市、池田市、吹田市、高槻市、箕面市、摂津市は、いずれも住んでいらっしゃる方の中で生活保護を受けている方が、大阪市内や河内のほうに比べると、割と人数が少ない状況になっております。

次をめくっていただきまして、2枚目は世帯の内訳、世帯類型及び世帯人員別の内訳となっています。上のほうの表ですけども、世帯類型別となっていまして、見て一番わかるのは、高齢者世帯、平成25年が1,257世帯で全体の割合の44.34%が高齢者世帯でしたが、平成30年については、1,469世帯で54.6%ということで、この5年、6年で10%も割合が上がっていると、高齢者の方がすごく増えている状況です。それに伴いまして、母子世帯につきましては、児童扶養手当であったり、児童手当であったりといういろんな制度の充実もあって、あと景気が回復している部分もありまして、割合はどんどん減っていっていると、障害者世帯については、あまり大きい変化がない、若干増えているぐらいの状況と、あと傷病者世帯とその他世帯については、身体が治ると、今は仕事が結構見つかりますので、割と自立していくので、全体の割合でいくとどんどん減っていくような状況になっています。

それと同じような形で下を見ていただきますと、単身者世帯についても割合が、平成25年は73%であったのが、今はもう8割方が単身者世帯、生活保護を給付されている方が増えていると。当然ここはもう高齢の単身の方が増えておられます。これが3人世帯、4人世帯、5人世帯以上という形になりますと、例えばなかなか正規の仕事は難しくても、非正規でお父さんとお母さんとが月に15万円ずつ仕事をしてきて、何とか子

どもを含めて食べさせられるようになりましたということで自立しま すというような世帯の自立が多いですので、全体的に大きい人数の大き い世帯は自立につながっていく場合が多いです。

次をめくっていただきまして、保護の動向ということで、開始及び廃止の状況ということになっていますが、平成27年からは開始の数に比べて廃止件数の数が増えていっていると、申請に来られる方よりも自立していく方、もしくは高齢者が多いので、廃止の理由の中に亡くなられる方の数というのが増えています。ですので、申請される数が例えば平成23年であれば535世帯の申請があって廃止が377なので年間で158件の世帯が増えるような状況でしたが、今は大体年間50件から60件ほど減っていくような計算で、数は減る状況になっております。

次のページにいきます。法63条による返還金、法第78条による徴収金です。これは大体生活保護の話をしますと、割とどこでも不正受給の話とか、そういう数字的なものを求められるので載せています。

渡邊委員から、生活保護法の63条の返還金というのはどういった場 合、どういったものを指すのですかというご質問もいただいています。 まず生活保護法63条の返還金というのは、例えば一番わかりやすく言う と、持ち家があるといった場合です。家を持っておられるけれども現金 がなくて生活ができない。その家を売りには出しているのですけれど も、処分をしてお金にするのに時間がかかる。その間に生活が困ってい るので生活保護を受けたいと申請される場合、こういう保護受給前のす ぐにお金にできない資産をお持ちの方については、この63条に基づく返 還金通知をしておきまして、資産がお金になったときに返していただく というものです。ただこれも昔は不動産を持っていたらもう保護は申請 できないというような取り扱いを一部の自治体がやっていました。なか なか制度の運用としてはおかしいなということで、今は不動産等々を持 っていても生活保護の申請はしていただけるようにしています。ただ、 何でも申請をしたらいいかというと、そういうわけではなくて、生活保 護の場合は医療費の保険がありませんので、生活保護費で払った医療費 というのは100%負担することになります、生活保護費で。例えば家が 1,000万円で売れました。生活保護を1年受けて病院も行っていました、 ということになると、1年の生活費プラス医療費は保険がないもので 100%のお金を払っているので、それの返還を求めなければいけないの で、結局1,000万円で家が売れてもその1,000万全額を返してくださいと なるケースもあります。医療費というのはすごく高い金額になりますの で、例えばそういった場合であるならば、あなたは医療費がたくさんかかるから、半年後にまとまったお金が入るなら、もう少し身内の方と調整をしてみて、身内の方からお金を借りるなり、相談に乗ってもらうなりをして保護を受けずに済むよう相談してみたらどうですかとか、そういった対応や、相談・説明もいろいろさせてもらっています。ただ本人が申請をどうしてもしたいということであれば、当然それは申請を受けることになっています。あとは介護保険の福祉用具の場合、一旦、生活福祉課で福祉用具のお金を全額払いますので、後で本人に返ってきたお金については返還をしていただく場合だとか、年金の手続をされた場合に、遡及で年金をもらった場合等があります。遡及分については保護を受けている間、遡及期間分も生活保護費をお渡ししていたわけですから、その年金を遡及して受けた分は返していただく分が多いです。

後もう一つこの法78条については、いわゆる徴収金ということで不正 受給です。この不正受給について、多いのは先ほど言いました年金の遡 及の金額について返していただかなくちゃならないものを既にもう好 きに使ってしまっている。あとは隠れて就労をしている。最低生活費が 12万円として就労で5万円得た場合に、そこから5万円を丸々引いた7 万円をお渡しするのではなくて、申告をしていただくと、5万円の中か ら 1 万5,000円程度は手元に残るように計算をして、12万円から 3 万 5,000円を引いて8万5,000円をお渡しするような形で、本人の手元に基 礎控除ということでお渡しできるような制度の運用をしているのです けども、やっぱり丸々お金が入ってくると、それを申告すると保護費か ら引かれるということで、隠してしまう方はたくさんいらっしゃいまし て、去年は57件で少なかったんですけれども、二、三年前だとやっぱり 年間100件以上不正をされる方がいらっしゃって、なかなか金額的にも、 昨年度であれば57件で2,400万円、その前の年であれば3,400万、その前 は5,000万近い金額が不正受給ということで本人に返還を求めるような 形になっています。ただ不正受給ですので、本人が既に使っておられま すので、返還を求めても、なかなか徴収が難しいということで、お渡し している保護費の中から月に5,000円、1万円のお金を分割で返してい ただくという運営をしております。

次にまいります。生活保護制度の被保護世帯の個別支援等についてなのですけども、生活保護制度は、各世帯に担当のケースワーカーがつきますので、全件において個別支援をやらせていただいています。茨木市であれば、ケースワーカー1人当たり大体94から95世帯を担当しており

ます。その中で、特にここにある就労支援、年金の受給支援、健康管理 支援というのは、専門性が高いものでして、私もケースワーカーをやっ ていたのですけど、私がケースワーカーをやっていました30年ぐらい前 の話であれば、これも全部ケースワーカーがやりなさいという形でやっ てきたのですけども、昨今、やはり皆さんの権利意識の高まりもあり、 いろんなことをケースワーカーに求めて来られる方がとても多いので、 なかなかケースワーカーが一人で対応していくというのは難しいとこ ろが出てきております。その中で就労支援、年金の受給支援、健康管理 支援という制度の部分については、それぞれ専門の資格を持った職員を 入れて対応しています。

まず①の就労支援制度ですけれども、茨木市は役所の近くに職業安定 所がありますので、職業安定所に行けば相談には乗っていただけるので すけれども、職業安定所に行ってくださいと話をしても、足を向けてす ぐに行かれる方はなかなかいらっしゃらないので、なかなか就労に結び つかない。しかし、ケースワーカーが一緒に行く時間もないと、そうい う部分もあって、現在、業務委託をしておりまして、キャリアカウンセ ラーを常時3人窓口に配置しております。それぞれが就労支援制度の利 用を望む方、就労に当たってのサポートが必要な方、それを望む方につ いては担当をつけていくというような形をしております。この方々は、 就労を紹介するのではなくて、例えば履歴書の書き方、職安に行ったと きの手続の仕方、そういったことを相談に乗りながら、ときには職業安 定所に一緒に行って、相談に乗って、就職した後も仕事はどんな状況で すか、続いていますかという声かけであるとか、いわゆる伴走型の援助、 支援を行っております。資料を見ていただきますと、一番左側が平成23 年度のこの制度の導入前の就労割合、就労人数ですね、稼働年齢層、こ れは16歳から64歳までの人数なのですけど、1,763人に対して就労が433 人で、24.6%の割合でしたのが、この就労支援制度を導入しまして、キ ャリアカウンセラー等の資格を持った方に任せて伴走型の支援をする ことによって、大体10%近く就労の割合が上がっているということで、 効果が上がっているのかなと思っております。

次に、年金等受給支援制度ということで、年金の中でも特に障害年金というのは、すごく難しい制度になっていまして、なかなか勉強しても理解が難しいのと、厚生労働省とも割と丁丁発止で年金の手続をするときにやりあったりとか、いろんなことがあるので、ケースワーカーが一緒にやるのが難しい場合が多くあります。ですので、今は週に3回、午

後から社会保険労務士に来ていただいております。この社会保険労務士は午前中については吹田の年金事務所に行って、いろんな調べ物をした上で、昼からは年金の相談に乗る。あとケースワーカーの相談に乗るという形で業務を行っております。数値的な経過は表のようになっているのですけれども、保護費削減効果というのは、この相談を経由してもらえた年金の金額というふうに考えていただいたらいいかと思います。特に平成29年度は、10年年金制度ということで、年金を支払った期間が10年あれば年金がもらえる、大きな金額にはなりませんけれども、小さい金額でももらえるという形に制度が改正されましたので、ここの手続をすることによって、大体1億円の生活保護費が削減できるようになったというか、皆さんが年金を受けられるようになったということです。年間3,000万から、多いときで1億円のお金が、年金をもらうことによって本人の生活保護の金額が少し減っていくという形になっています。

③が健康管理支援制度なのですけども、これは4つに分けておりま す。保健師や看護師である健康管理支援員、現在、正規職員2名、非常 勤の嘱託員4名が保健被保護者の医療機関への頻回受診の必要性であ るとか、後発医薬品の利用のチェック、医療機関からのレセプトの内容 チェック等々を行いまして、医療費の適正化を図っています。医療費の 適正化は、医療を受けさせないということではなくて、必要な医療を受 けていただく、必要でないと判断される医療については、そこはやめて いただくという形でやらせていただいています。例えば、過去にこの頻 回受診のチェックが薄かったときは、月に30日のうち25日リハビリに通 う高齢の方がいたりしました。医者も生活保護ですので、医療費が出ま すので、それについて特に何も言わないとか、そういったケースもたく さんありまして、そこは本当に必要な回数で行ってくださいという形で あったり、あとは後発医薬品の利用については、当課では早いうちから 後発薬品に切りかえてくださいと、保護を受給されている方の中で、切 りかえることによって1万円以上の効果がある方についてはすぐにで も切りかえていただくということで、ケースワーカーと保健師が一緒に 話をしに行く、病院とも話をする形をとっています。そういった分で医 療費の適正化を行っております。

次に2番目、いわゆる生活習慣病等々で、例えば糖尿病のため生活改善が必要な方につきましては、保健師、精神保健福祉士等々が訪問いたしまして、日常生活のアドバイスを行っております。その中で、特に40歳から64歳で生活習慣病の自己管理が難しい、自立困難な方に関しまし

ては、重症化予防ということで、1年間を通して家のほうに、年に4回、5回訪問に行って、本人の治療について一緒に伴走的にサポートしたり、お酒はやめていますかなど、そういった部分で栄養指導をしたりいう形をとっております。

最後に4番目なのですけれども、生活保護世帯の困窮世帯の子どもと 親に対しての適切な食事習慣を身につけてもらうということで、調理実 習を通して健康教育を行うという形で、調理実習だとか、健康教育だと かを今現在やっておりまして、これについては今年度から新しく始まっ た事業なのですけれども、市内4か所で各2回程度行いまして、全部で 52人の子どもの参加があったというふうな状況です。

以上、生活保護の現状と、特に茨木市の個別支援で力を入れている部分についてお話をさせていただきました。以上です。

議長

ありがとうございました。

この分科会では生活保護について十分に徹底議論をするということがなかったのですけども、改めてこのような形でご報告いただきますと、私たちの分科会とも関連するような項目も多々あるなとびっくりしていたわけでございますけども。時間の都合もございますけども、今の報告で少しお聞きしてみたいこと等があればこの場でご意見をいただけたらと思いますがいかがでしょうか。玉置委員。

玉置委員

まず地域という観点から伺いたいのですけども、ある市では極端に地域的な偏りがあるというところもございますけども、本市の場合の地域的な偏りみたいなもの、極端にはあるのでしょうか、というのが一つ。それからもう一つは、いわゆる捕捉率はどのぐらいなのか、市として把握されてますでしょうか。以上になります。

議長

まとめてご報告いただきたいと思いますけど、ほかにご質問はありますか。では、ご報告お願いします。

事務局(澤田)

まず地域的な偏りなのですけども、それはあります。ただここの地域が多いであるとかいうのは、内部的な資料としては当然持っていますが、それを外部に出すような形ではやっておりません。どこの市でも地域的な偏りというのはあるかなというふうには理解しています。

あと捕捉率ですけれども、市の捕捉率という分では把握はしておりま

せん。いわゆる国の研究等々で約2割とは言われているのですけれども、生活保護自身は、本市では特に申請、相談について本人が望んだときに申請をさせないことがないよう、いわゆる申請権については必ず担保するという形でやっています。捕捉率が2割しかないのかどうかと言われると、調べていないので回答は難しいのですけども、他市に比べてはいろんな部分で相談は聞けているのではないかなというふうには思っております。

議長

ありがとうございました。よろしいですか。

玉置委員

今、澤田課長から地域的な偏りはあると、ただ公表していないというところでございますけれども、当然、偏りがあるということは、先ほどの個別支援のところのような課題も幾つか集中してある地域があるのかなと思いまして、そうすると例えば子どもの食事のことであれば、子ども食堂を立ち挙げていくとか、そういった部分で社会福祉協議会が関与していく部分、そういうところも多々あるのではないかというふうに思ったのですけども、そのあたりはいかがでしょうか。

社会福祉協議 会 佐藤

玉置委員がおっしゃっていただいたことは正に個別支援の部分かなというところで、個別支援の課題を地域課題にというところで、地域づくりの軸となる部分かなというふうに思っています。生活保護の世帯に限らず、例えば自治会のないところで、ひとり親家庭でお母さんが四苦八苦している中で集まる場所がなくてという話が担当の保健師から来たりとかして、じゃあそこに集まる場所をつくったらいいかなというところで、ある団地なのですけども、そこで子育てサロンを開いてみようかということが、CSWさんも絡めながらやってみて、ある団地のところでは子育てサロンを定期的に開催して、そこに福祉委員会も絡みながら、地域のNPO法人も絡みながら、一緒にその人一人の問題だけれども、地域の課題としてやっている取組というのはまさに今やっているところでありますので、それをモデルじゃないですけども、ほかの地域でも、こんなのがありますよというのをやっていきながら、茨木市内全体に広げていけたらいいなというように思っています。

議長

ありがとうございました。はい、青木委員。

# 青木委員

今、お話があったことと関連するのですけども、社協のコミュニティワーカーとそういう個別指導をやっているCSWとの連携につきまして、相談件数は出ているのですけども、それの解決方法とか、継続的支援の姿として、地域でのネットワークがどのように進んでいるのか、ネットワーク会議も年に7、8回開催されているようですので、そういうつながりは地域ではできてきているのであろうとは思うのですが、もうちょっとその実態をお聞きしたいなと。

#### 議長

わかる範囲で少しお答えいただければ。

# 社会福祉協議 会 佐藤

ネットワークというところで、資料の中でもセーフティネットワーク会議というのが茨木市内では32小学校区でできていますという話がありました。実際にそのセーフティネットワーク会議に出ています。地区によってもその構成員は違うのですけども、主に民生委員が中心に、その会議を市で委託されて、CSWが開催をしていると、そこに社会福祉協議会も入っております。そのほかに学校だとか、それは地区によって違います。学校で小学校、中学校も入っているところもあれば、地域の事業所、障害も含めて入っていたりだとか、地域包括支援センターももちろん入っていますが、しています。

ネットワークで一番大事だと思っているのは、民生委員と福祉委員を 兼ねている方が茨木市には結構多いので、そこでセーフティネットワー ク会議で出た話というのはもちろん守秘義務がありますので、個別の話 はそこだけなのですけども、そういえば最近こういった課題、例えば先 ほども話がありましたけど、子ども食堂の話だとか、お母さんに対する 支援とかというのがこういうふうに話が、この間セーフティネットワー クでこんな話題がこんな感じで出ていたよねというのを普遍化して、福 祉委員会のほうで話とか出ているので、それもある地区で、まだ開催は していないですけども、子ども食堂と名前を呼ぶかどうかは別として、 やっぱりそういう食を提供するというのは必要なんじゃないかという ところでNPO法人と協力しながら、そういう食堂を展開できるところ を今後作っていきましょうと、それをまた今日も話がありましたけど も、地区の行動計画の中に策定して進めていこうという話は実際には出 ていますので、セーフティネットワークというこの機能、役割というの は今、果たしているのかなというふうには思っています。

### 議長

ありがとうございました。

# 事務局(澤田)

セーフティネットワーク会議ですけれども、生活保護のケースワーカーも出席させていただいています。そこで、先ほど言っていたいわゆる捕捉率の部分で、生活保護にはかかっていないけれども、どうもあそこの家は様子がおかしいとか、認知症があって徘回があって、どうも服装も大変な状況やし、一遍行ってもらえないかというような話も結構ありますので、生活福祉課としては、その地域の情報を得るのに大事な場かなと認識しております

#### 議長

ありがとうございました。お約束していた3時半は少し過ぎたのですけども。はい、どうぞ。

#### 原田委員

生活保護制度の関係で、澤田課長の説明で、先ほどの報告の中で学習 生活支援事業という事業の報告がありましたが、これもきっと負の連鎖 を断ち切る云々で、対象者に生活保護世帯のお子さんも参加していると いう部分では、ある意味では生活保護費保護世帯への個別じゃないです けど、世帯支援みたいになっているのかなということが一点。

それから、社会福祉協議会で、先ほど青木委員からもご意見が出ていました。日常生活の自立支援事業にしても、約半数が保護の方であり、いわゆる生活費の使い方など伴走的にそれを指導していると、それもある意味で生活保護世帯への支援になるのかなと。

それからクーラー等の家電を購入しないとどうしても生活できないという場合は、社協の貸し付けに来られますので、そういう意味での支援もやっていると、これはたまたま直接的に市のほうでされている事業を書いておられますが、そういう点を実は生活保護世帯との制度としては関連が強いなということを思いましたので、ご意見として。

以上です。

#### 議長

ありがとうございます。補足いただきました。

せっかくですので、大島委員、塩見委員と発言の機会がなかったかも しれませんけども、何かございませんか。

#### 大島委員

今までの発言のほとんどは、地域福祉に専門的に関わっていただいている地域の方々が発言されていますので、一生懸命に取り組んでいただ

いているなと思うのですけども、自治会として抱えている最大の問題というか、マンパワーでして。自治会として福祉委員会なり、保護司とか民生委員とかいろいろと人を掘り起こしていく、そういう面での自治会への意識というのが非常に、思っている以上に低下している。人間関係も希薄化していますので、本当に今、そこが一番そういう様々な活動をしていく土台になる自治会活動をどういうふうにしていくのかと、この国はどういうふうにしていくのかなという、それは国民一人一人の意識にかかわっているのです。

今恐怖に感じているのが、2、3の小学校でPTAが解散すると、本当なのですよ。それでも、地域の祭りとか行事には参加されると。ですからいわゆる良いとこどりというか。それでも、我々も関わっている人間として、そういう方々と接点を持ちながら、やはり関わっていくことの幸せ感というか、人間関係の幸せ感というのが大変大きいので、そういうことをもっともっと我々が積極的に話していかないとだめだなと。そうしないと今いろいろと計画で取り組んでいただいているところの支え手が本当に手薄になってくるので、少しでも地域と自治会として、また地域として応援できるように頑張っていきたいなと、決意をしながら聞かせていただきました。

議長

ありがとうございます。だからこそ地域福祉計画だということになる のでしょうけども、大事なご意見だったと思います。

塩見委員はどうですか。

塩見委員

今、大島委員からも言っていただいたのですけども、マンパワーということで、私の地域も非常に高齢化が進んでおりまして、私がまだ一番若い部類に入るという状況でありまして、特に資料2ページの民生委員・児童委員、私たちの地域にも民生委員はおられるのですけども、後継者が全くいない。2年前からやめたいけども誰もなり手がないということで、これは地域がどのような形で区分けして選定、委嘱されておられるのかちょっとわからないですけども、例えば、ある地域で民生委員がおられない地域がどれぐらいあるのかなというような、現状を教えていただきたいなと思います。よろしいでしょうか。

議長

ありがとうございました。こうやって話を持っていくと、だんだん、 だんだんとあれも言いたい、これも言いたいということで、ずっと時間 が押してくるのが惜しいという感じがしますけども、どうですか、最後に一言、これだけは言っておきたいということがあればお伺いして、たくさんありますね。はい、どうぞ、吉田委員から。

吉田委員

その他に入ってもよろしいですか。ここの地域福祉計画の11ページに、いわゆる社会福祉協議会の位置づけという形でいろいろあって、より両方が連携して対応するということになりながら、私も社協の役員をやりながら、情報としては、行政の方で特にはっきり申し挙げて、議会のほうで社協の問題点等の発言があったようです。その辺のところについて、やっぱりこういう地域福祉計画の推進の中において、どんな問題点があるのか、その辺を踏まえて、事務局というか、社会福祉協議会というのか、その辺のところをどう考えているのかということが、この委員会にも少しぐらい情報提供をするべきではないかということで、私はある程度の内容は知っており、社協の問題点の改善委員会に入って意見を言っています。しかし、こういう地域福祉計画全体の中で、これから行政として展開するに当たっていろんな問題、地域福祉計画(第3次)と、茨木市の社会福祉協議会の地域福祉活動計画(第2次)の共通の理念と基本目標に基づいたというその辺のところに心配な面が出てこないかどうか、その辺をちょっとお聞きしておきたいなと思います。

議長

最後に少しまとめた発言があるかもしれませんけども、ひとまず一 言、一言で。玉置委員。

玉置委員

本当に一言、まず一つ、青木委員からの社協の独自の計画が必要なんじゃないかというお話がありましたけども、社協に限らずなんだと思いますが、やっぱり年次目標と言いますか、今年何件サロンを立ち挙げるとかいう形の、やっぱり年次目標というのはある程度持っていないといけないのではないかと。その意味では、やっぱり年次計画が必要なんじゃないかなと一つ思いました。

それから2点目なのですけども、原田委員、あるいは大島委員のお言葉からいろいろ勉強させていただいたんですが、自治会の大変難しい現状があるということで、もちろんこの計画をつくるときに私も入って、地区懇談会なんかをやってきましたけども、やっぱりニーズというのは変わっていくものなので、やっぱり地域のニーズをしっかり把握していかなければいけないし、その中で主にはコミュニティワーカーだと思うんですけども、一緒に入っていって考えて、ニーズを掘り起こしていく

という視点、それがないからみんな大変だ、大変だでとまってしまうん じゃないかと、こんなに大変なことがあるけど、これは個別には解決で きないから、さっきの子ども食堂の話とか、すごくいいヒントがあるわ けですから、そういうことをモデル化して、普遍化していくという視点 が必要なんじゃないかなと一つ思いました。

それから3点目なのですけども、せっかく一体の計画なので、社協は何をしとるんやだけじゃなくて、やっぱり行政が社協をどのように支援していくのか、育てていくのかというところをしっかりと市のほうでもお考えいただきたいなというふうに思いました。

以上でございます。

議長

ありがとうございました。渡邊委員。

渡邊委員

私も地元の自治会の協力員という形です。私たちのところは、役員プラス協力員がおります。協力員は定年退職した人たちに声かけをして協力員に入っていただいておりますので、結構人数はおります。

それからもう一つ、2番めで茨木市も移動困難者に対して移動支援を 考えられていると思うですけども、公共交通計画づくりは始められるの でしょうか。

議長

これも少し最後で結構でございますので、あとはないですか。大丈夫ですか。

大島委員

今のお話がありましたので、この福祉計画をつくるときに、市民協働推進課のほうで地域まちづくり協議会ということで、うちの三島地域ですと18団体、福祉委員会とか公民館とか青健協、PTAと全部入っているのですが、それでまちづくり協議会というのをつくりまして、それで茨木市はそこに100万円を運営費と管理費を渡して、本当に先進的な取組を模索しながらやっていただいていると思います。うちも去年3回、地域の課題を拾い挙げるためのワークショップを3回やりましたが、まさに今聞いたようなことも話題には上るのですが、最終的には責任を持たなくてもいいという発言であればいっぱい出てくるのです。ところがじゃあ誰がそれをするのかということになると、地域の諸団体では、もうめいっぱいなのですね。ですから新しいNPOとか、若い方でどなたかが音頭をとっていただければ、お金は出せる部分があるという仕組み

を実は市のほうでも作っていただいていまして、今、それは模索中なのですけども、何かをしたいということで、それは福祉の分野かまちづくりの分野か子どもの分野かわかりませんけども、そういうことも取り組んでいるということだけちょっとお知らせを差し上げたいと思います。

議長

ありがとうございました。

随分いろんな課題が山積みしているような状況かもしれませんけども、吉田委員が最後に申し挙げた行政と社協との関係について、いろんな議論があるみたいなのですけども、包括的にご報告できる状況になったら、この分科会にもご報告いただくということでお願いしたいなと思うのですけども、全体の議論を踏まえて、少し事務局のほうでおまとめになっていただいたらありがたいと思うのですけども。

# 事務局(青木)

ありがとうございます。吉田委員からのご発言につきまして、議会での指摘とかというところもございます。それも踏まえまして、財政改善計画ということで、社会福祉協議会で委員会をつくり議論が進められているところでございます。先ほど理事の中から委員が選ばれて、健康福祉部長の北川も社協の理事ですので、その策定委員会に入っております。今後事業をどうしていくのか、安定的な財政運営についてはどうしていくのかというようなことが議論なされているところでございます。

会長からありましたように、一定の方向性も出ましたら、また社会福祉協議会とも調整しながら、この分科会の中でも報告できるものについてはさせていただきたいと思っております。

それと交通の移動支援のことなのですけども、基本、市は今交通の部門、道路関係の部署が担当しております。そこがいろいろモデル的にやろうというところで、福祉部門も参加しながら、実際に高齢者がどういうところで困っているのかというところは、やはり福祉部門のほうがよく知っておりますので、連携しながら進めているところです。

以上でございます。

議長

ありがとうございました。

今回の分科会が議決を伴う案件がございませんでしたので、報告事項 ばかりで、もしかすれば意見が一つも出ないのではないかと心配してお ったのですけども、予定の時間を随分超過して、皆さん方から貴重なご 意見を伺いました。 これを踏まえて、また行政も社協も計画の順調な執行をぜひ取り扱っていただいて、市民の地域福祉向上のために力を尽くしていただけたらありがたいと思っております。

委員の皆様方もまた大所高所からご意見をいただいて、社協と行政の 方のお力添えをお願いしたいと思います。

ひとまずこれで今回の分科会についてはお開きにしたいと思います けども、その他事項ですね、ありますか。

# 社会福祉協議 会 佐藤

最初にお話があった青木委員からありました、8ページの日常生活自立支援事業の件数と人員配置の部分なのですけど、今わかる範囲で確認してきたので、少しそこの補足をさせてください。

お話がありました人員配置の基準に関してですが、大阪府で出しているのが、今、確認した限りでは、専門員は利用者35人につき1人専門員を基準としています。社協では今、専門員は3名配置しております。支援員については、大体支援員一人につき、20件前後というふうに茨木市社協としては考えておりまして、それで生活支援員は5名配置しております。以上です。

#### 議長

ありがとうございました。ひとまず報告案件については以上の時間帯でお開きとしたいと思います。その他で事務局のほうからご報告いただいて大丈夫ですか。お願いします。

#### 事務局(司会)

私から1件だけ、塩見委員から民生委員の欠員についてのご質問があったかと思います。現在の定数に対しての欠員が39人ということになっております。欠員の部分の担当地区については、その近隣の方が代行という形で担当いただいていますので、民生委員のご担当がいない地区というのはないということでございます。そちらだけ加えてお伝えさせていただきます。

本日の会議録につきましては、事務局で会議録案を作りまして委員の 皆様にお送りさせていただきますので、ご確認をお願いいたします。

長時間にわたりまして、様々なご意見を頂戴いたしましてありがとう ございました。また次年度につきまして、開催の際には通知等をさせて いただきますので、引き続き御協力のほどよろしくお願いいたします。 本日はどうもありがとうございました。

1	i			